

問題 1. ワッセナー・アレンジメント (WA) は、地域紛争防止の観点から、通常兵器の過度な蓄積の防止を目的としている。○

問題 2. 輸出令別表第 1 の 2 の項で規定されている貨物及び外為令別表の 2 の項で規定されている技術は、原子力供給国グループ (NSG) の合意に基づいて規制が実施されている。○

問題 3. 「輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」 (貨物等省令) は、経済産業省の省令である。下線部分は正しい。○

問題 4. 輸出令別表第 1 や貨物等省令で規定されている用語には、運用通達で、一般用語と異なった意味で定義されている場合があるので、該非判定では注意する必要がある。○

問題 5. 外為法第 48 条第 1 項に規定する「輸出をしようとする者」とは、自然人 (個人) のことであり、法人は含まない。✕

問題 6. 輸出しようとする貨物の該非の判断が困難な場合 (条文の規定のみでは判断が難しい場合) は、経済産業省の相談窓口を利用して、該非判定結果の通知を得ることができる。✕

問題 7. 外為法における「輸出の時点」とは、「税関への輸出申告の時」と運用通達で規定されている。✕

問題 8. 外為法第 1 条では、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のため、対外取引に対し、必要最大限の管理又は調整を行うと規定されている。下線部分は正しい。✕

問題 9. 通常兵器キャッチオール規制では、大量破壊兵器キャッチオール規制と同様、輸出令別表第 3 の地域向けの貨物の輸出や技術の提供は、規制の対象外である。○

問題 10. 外為令別表で規定されている「係る技術」とは、関連する技術という意味である。「必要な技術」よりも規制対象が広いので、該非判定において注意する必要がある。○

問題 11. 輸出令別表第 1 の 6 の項 (1) に該当する軸受 (価額 90 万円) を中国にあるメーカーに輸出する場合、総価額が 100 万円以下であれば、少額特例が適用できるので、需要者や用途を確認する必要はない。なお、輸出令別表第 1 の 6 の項には、告示貨物はない。✕

問題 12. 本邦にあるメーカー X は、1 年前にドイツから輸入した測定装置 (輸出令別表第 1 の 2 の項該当) が故障したので、修理のためにドイツのメーカーに来週、輸出する予定である。この場合、無償告示第一号 1 の規定により輸出許可は不要である。✕

問題 13. 我が国から輸出された貨物であって、修理のために無償で輸入し、修理後無償で再輸出する貨物については、北朝鮮を仕向地とする場合を除き、輸出令別表第 1 の 2 から 15 の項のいずれかに該当する貨物であっても輸出許可は不要である。○

問題 14. 来日して 1 ヶ月のインドネシア人の大学院留学生 X は、非居住者として取り扱われるが、来日して 7 ヶ月のインドネシア人の大学院留学生 Y は、居住者として取り扱われる。○

問題 15. リスト規制に該当する技術かどうかの該非判定は、①外為令別表、②「輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(貨物等省令)、③「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(役務通達) の 3 つを確認する。○

問題 16. 外為令別表でいう技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいい、技術データ又は技術支援の形態により提供される。
下線部分は正しい。○

問題 17. キャッチオール規制のインフォーム要件とは、輸出令別表第3に掲げる地域以外の需要者又はその代理人から、当該貨物・技術を大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いることとなる旨の連絡があった場合をいう。✕

問題 18. 本邦にある貿易会社が、大量破壊兵器等の開発動向等に関し経済産業省が作成した外国ユーザーリストに掲載されている企業・団体に輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を輸出する場合は、大量破壊兵器等の開発等に用いられる懸念があるので、必ず経済産業大臣の許可が必要である。✕

問題 19. 東京にある貿易会社Xは、名古屋にある電機メーカーYから、不要になった輸出令別表第1の16の項に該当する合金を10トン購入し、台湾にあるメーカーZに輸出する予定である。この場合、台湾は、輸出令別表第3に掲げる地域であることから、キャッチオール規制については、規制の対象外なので、需要者や用途を確認する必要はない。
✕

問題 20. 東京にあるX商事のシンガポール支店が、中国のメーカーYから輸出令別表第1の5の項に該当する素材1トンを購入し、中東にある企業Zに販売する仲介貿易取引の契約をした際、この企業Zから、この素材を使って大陸間弾道ミサイルの開発等を行うと電子メールで連絡を受けた。この場合、X商事のシンガポール支店が仲介貿易取引の契約をしているので、X商事は、仲介貿易取引許可申請を経済産業大臣に行う必要はない。✕

問題 21. 外為法等遵守事項では、子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うことが求められている。○

問題 2 2. 外為法第 4 8 条第 1 項の違反に対しては、未遂罪も罰せられる。○

問題 2 3. 輸出令別表第 1 の 3 の項に該当する貨物を無許可輸出した場合、外為法第 6 9 条の 6 第 2 項第二号により、懲役刑は、「1 0 年以下の懲役」と規定されている。下線部分は正しい。○

問題 2 4. 他社製品を購入し輸出する場合、該非判定の責任は一義的に輸出者にあるので、自社で確実な該非判定が行えなければ、メーカーの判定書を手に入れ、再度、輸出者自身がチェックすることが重要である。○

問題 2 5. 出荷管理では、出荷する貨物が書類等に記載された内容と同一のものであることを確認する必要がある。○

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の（別紙1）に記載されている。

平成29年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第39回)

(STC Associate)試験問題